

サトウキビ産業の維持・発展に向けた新製糖工場建設に関する意見書

甘味資源であるサトウキビは、我が国の食料供給の一翼を担う極めて重要な作物であると同時に、本県における基幹作物として、長年にわたり製糖を通じて島嶼地域経済を支える土台となってきた。

特に、国の糖価調整制度の下、国策として生産振興と経営安定が図られ、本県農業及び地域社会の維持・発展に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、本県の分蜜糖製糖工場は、その多くが築60年を超えて老朽化が進んでおり、更新が喫緊の課題となっている。中でも、本島唯一の製糖工場であるゆがふ製糖は、その建て替えをめぐり、財源の確保など多くの困難に直面している。

製糖施設は、サトウキビ生産の受け皿であり、工場の稼働が途絶すれば、サトウキビ生産そのものの継続が不可能となる。ひいては、島嶼地域の農業・雇用・経済の基盤が失われることとなり、その影響は甚大である。

サトウキビ産業の維持・発展のためには、安定した製糖体制の確立が不可欠であり、事業主体とともに、県全体で新製糖工場の建設に取り組む必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、生産農家及び甘蔗糖企業が将来にわたって安心して営農・経営を継続できるよう、新工場建設に関する諸課題の解決に向け、下記事項につき特段の支援と配慮を強く要請する。

記

- 1 沖縄の特殊性に鑑み、新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、補助率及び補助上限額のさらなるかさ上げを行うこと。
- 2 分蜜糖製糖工場の整備に係る地方公共団体の財政負担を軽減するため、地方財政措置等を拡充すること。
- 3 製糖副産物の多用途利用を含めた沖縄製糖業の新たな仕組みを創出し、必要な予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月24日

沖縄県議会

内閣総理大臣	}	宛て
財務大臣		
農林水産大臣		
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)		